

都市計画法に基づくごみ中間処理施設の都市計画原案に関する説明会

(要旨)

1 開催日時

平成 30 年 8 月 23 日 (木) 午後 7 時から午後 8 時 50 分まで

2 開催場所

依知南公民館 2 階集会室

3 参加者数

27 人

4 事務局

- (1) まちづくり計画部都市計画課

加藤部長、小堺参事、阿左美主幹、遠藤副主幹、伊藤主査

- (2) 環境農政部環境施設担当

片桐担当部長、田坂主幹

- (3) 厚木愛甲環境施設組合

落合局長、庄司次長、小瀬村主幹、福田副主幹、大森副主幹、関野副主幹
国際航業(株) 中前、葛畑、塚川

5 説明の内容

スライド資料に沿って説明 (資料 2 参照)

- (1) 「厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備事業の概要」について
(説明者：厚木愛甲環境施設組合)

- (2) 「都市計画原案の概要」、「都市計画素案に関する意見と市の考え方」
及び「今後の都市計画手続」について

(説明者：厚木市都市計画課)

6 主な質問・意見と回答

【意見】

当該事業については、市からの一方的な押し付けです。押し付けは反対です。

【回答】

平成 23 年 7 月、金田地区環境保全委員会に、金田地区を候補地として選定した旨を説明しました。その後、説明会等を開催し、金田の住民の皆様への御理解をいただいた上で、平成 25 年 11 月に金田の皆様と基本協定書の締結に至ったと認識しております。

【質問】

煙突の高さについては、85 メートルとする回覧文があったかと思いますが、

80メートルに変わった理由を説明してください。

【回答】

煙突の高さについては、当初組合では59メートルと計画しておりましたが、その後、環境保全委員会の建設対策部会との協議調整を経て、平成29年12月に組合において80メートルと決定し、平成30年2月号の「組合だよりクリーンあつあい」で御報告させていただいておりますので、煙突の高さ85メートルの回覧等を行った事実はありません。

【質問】

公聴会において公述することが認められる都市計画原案の範囲は、都市計画決定の表の範囲内だけなのか教えてください。煙突の高さ等の事業内容については、公述できないのでしょうか。

【回答】

公聴会は、幅広く御意見を伺う趣旨で開催するものと考えております。したがって、公述申出書を一つ一つ確認し、都市計画決定に関連する内容であれば、御意見を伺いたいと考えております。

【質問】

前回の厚木市住みよいまちづくり条例に基づく説明会と、今回の都市計画法に基づく説明会は、同じ内容のものとして認識しています。それぞれどういうスタンスで説明しているのか、教えてください。

【回答】

本日の説明会は、都市計画法に基づく法定手続としての説明会です。前回の説明会は、厚木市住みよいまちづくり条例に基づく説明会であり、法定手続を進める前段階で、市民の皆様から御意見をお聞きするための説明会です。

【質問】

焼却灰や、破碎した粗大ごみのうち、最終処分場への搬入、処分を行うものはありますか。

焼却灰の最終的な処分状態の確認について、教えてください。

新たなごみ中間処理施設におけるリサイクルについて、教えてください。

都市計画原案の名称について、今後変更になる予定があるか教えてください。

【回答】

新たなごみ中間処理施設においては、収集したごみを100パーセント再資源化し、最終処分場への搬入、処分は考えておりません。

なお、リサイクル業者に委託した焼却灰については、追跡調査を行い、再資源化されるまでの状況を確認します。

リサイクルについては、厚木市環境センターと同様です。基本的には粗大ごみ等を破碎したものは、鉄、非鉄類をまず分別し、その後、ガラス類を分別します。

残ったものについては、基本的には燃えるごみとして焼却処理します。鉄、非鉄、ガラスについては、リサイクル業者に委託するか、売り払いを行い、全てリサイクルしております。

また焼却灰については、厚木市環境センターでは最終処分場に運んでおりますが、新たなごみ中間処理施設ではすべて再資源化することで、基本的には、収集したごみは全てリサイクルすることを考えています。

都市計画の名称については、都市計画決定上の名称でありますので、実際の名称とは異なる場合もあります。例えば、荻野運動公園は、中荻野総合運動公園という名称で都市計画決定されています。

【意見】

都市計画素案に関する意見書に対する市の回答についてですが、ごまかしているようにしか思えません。例えば、収集ルートを変更してほしいという意見書に対しても、道路を拡幅して信号を付れたり、新たな道路を整備したりするのではなく、現行ルートを変更しないとのこと。市民の意見が反映されないのならば、やらない方がましだと思います。

【回答】

収集ルートについては、現行ルートの右折ではなく、手前の東洋ソフランの北側交差点を曲がる形で計画しておりましたが、交通管理者との協議の結果、交差点の直近に下りながらの左カーブがあり直線距離が確保できないことや、バスレーンの出口付近でもあり交通上の危険性が高いことから、現行のルートを採用させていただくことになりましたので、御了承ください。

【意見】

当事業の将来的なコンセプトについては、ふれあいプラザに温水を供給する、といったありふれたものではなく、例えば災害時に自立した施設であるなど、住民にとって歓迎されるものでなければならないと思います。

【回答】

ふれあいプラザについては、新たなごみ中間処理施設から熱についてはもちろん、大きなハードルはありますが、電気についても供給できないか、話をしています。そうすることにより、災害時に停電もしない、お風呂も運用できる避難所となります。そういった考えも含めて、再整備の方向性を定めております。

また、新たなごみ中間処理施設も焼却施設であるとともに、発電所であるというところがございます。そのため、電気の供給が止まったとしても、自分たちのところで発電を行うことによって、施設の運営を行うことができます。

災害時の避難所的な機能の検討を行い、かつ皆様の御意見を取り入れることで、出来るだけ皆様が使いやすい施設に生まれ変わらせるよう、ふれあいプラザ及び新たなごみ中間処理施設の整備を進めてまいります。

【質問】

新たなごみ中間処理施設で発電された電気を、金田地区で利用することはできませんか。

【回答】

現在の制度の中では、困難な状況ではありますが、電気事業法等の改正の状況を注視してまいります。

【質問】

収集ルートに関する意見に対する回答によると、道路の整備はできないということでしょうか。

【回答】

環境センターを建設した際の覚書にある、堤防道路を延長し、三川合流点に橋を架け、東町や元町辺りに繋ぐ形の道路については、県にも要請はいたしました。が、整備できないということで、当時、金田の皆様にご報告し、御了承をいただいております。

今後、収集ルートについては、施設を整備するのは組合ですが、周りの道路を管理しているのは、市と県であるため、道路改良を行う等、市と組合で協議を行っており、収集車や周辺交通がスムーズに通行できるよう整備を進めてまいります。

【質問】

新たなごみ中間処理施設、ふれあいプラザ及び複合施設を一体にすれば、ごみ中間処理施設からの送電が可能になるのではありませんか。

【回答】

御提案ということで、検討させていただきます。

以上